

## 佐賀市総合型地域スポーツクラブ設立支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 佐賀市は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の設立及び運営を支援し地域のスポーツ振興を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 佐賀市内において活動する総合型クラブで、補助金申請時において設立後2年を経過していないもの
- (2) 佐賀市内において総合型クラブの設立を予定している団体

## (補助期間)

第3条 補助金の交付は、補助初年度及びこれに続く1会計年度に限る。

## (補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
総合型クラブの設立・運営に要する経費 (1) 報償費（謝金等） (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費等） (3) 役務費（手数料、通信運搬料、保険料、広告料等） (4) 使用料及び賃借料（物品、会場借上料等） (5) その他、市長が適当と認めるもの	10/10以内 ただし、1団体につき150,000円/年度を限度とする。

## (補助金の交付)

第5条 この補助金は、概算払いにより交付する。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## (附則)

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

## (附則)

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。